

# 年金生活者支援給付金の施行に向けた対応

令和元年 6 月  
事業企画部

# 年金生活者支援給付金の概要

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低い者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものである。

【平成31年度基準額 年6万円（月5,000円）・対象者数 約970万人（平成31年度予算）】

## 高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

### 【支給要件】

- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ② 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当（約78万円）※<sup>1</sup>以下であること
- ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

※<sup>1</sup> 毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定。平成31年度は779,300円。

### 【給付額】 (1)と(2)の合計額が支給される。

#### (1) 保険料納付済期間に基づく額（月額）

$$= 5,000\text{円}^{\ast 2} \times \text{保険料納付済期間（月数）} / 480\text{月}$$

#### (2) 保険料免除期間に基づく額（月額）

$$= \text{約}10,800\text{円}^{\ast 3} \times \text{保険料免除期間（月数）} / 480\text{月}$$

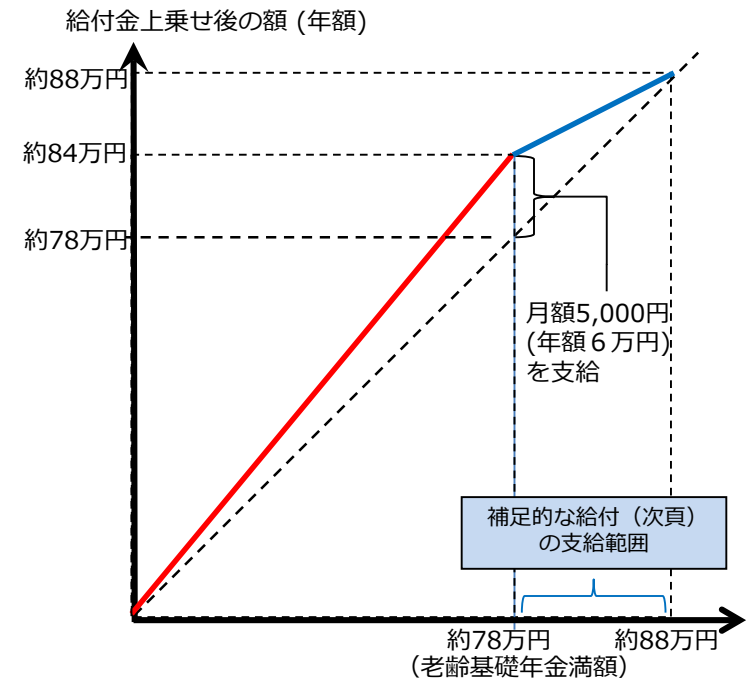
※<sup>2</sup> 毎年度、物価変動に応じて改定。

※<sup>3</sup> 老齢基礎年金満額（月額）の1/6（保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合）。ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額（月額）の1/12（約5,400円）。

### 【対象者数】 約610万人

例：

保険料納付済期間	保険料全額免除期間	給付金額（月額）	老齢基礎年金額（月額）	老齢基礎年金額 + 給付金額（月額）
480月	0月	5,000円	65,000円	70,000円
240月	0月	2,500円	32,500円	35,000円
360月	120月	6,450円	56,875円	63,325円
240月	240月	7,900円	48,750円	56,650円



## 高齢者への給付金（補足的老齢年金生活者支援給付金）

- ・老齢年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない者であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約88万円※<sup>4</sup>までの者に対しては、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給する。

※<sup>4</sup> 平成31年度は879,300円。

- ・補足的な給付の額は、所得の増加に応じて逡減する。

【対象者数】 約160万人

## 障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金）

- 【支給要件】
- ① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
  - ② 前年の所得※<sup>5</sup>が、462万1,000円以下※<sup>6</sup>であること

※<sup>5</sup> 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。

※<sup>6</sup> 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。

- 【給付額】
- |                  |                            |
|------------------|----------------------------|
| 障害等級2級の者及び遺族である者 | …5,000円※ <sup>7</sup> （月額） |
| 障害等級1級の者         | …6,250円※ <sup>7</sup> （月額） |

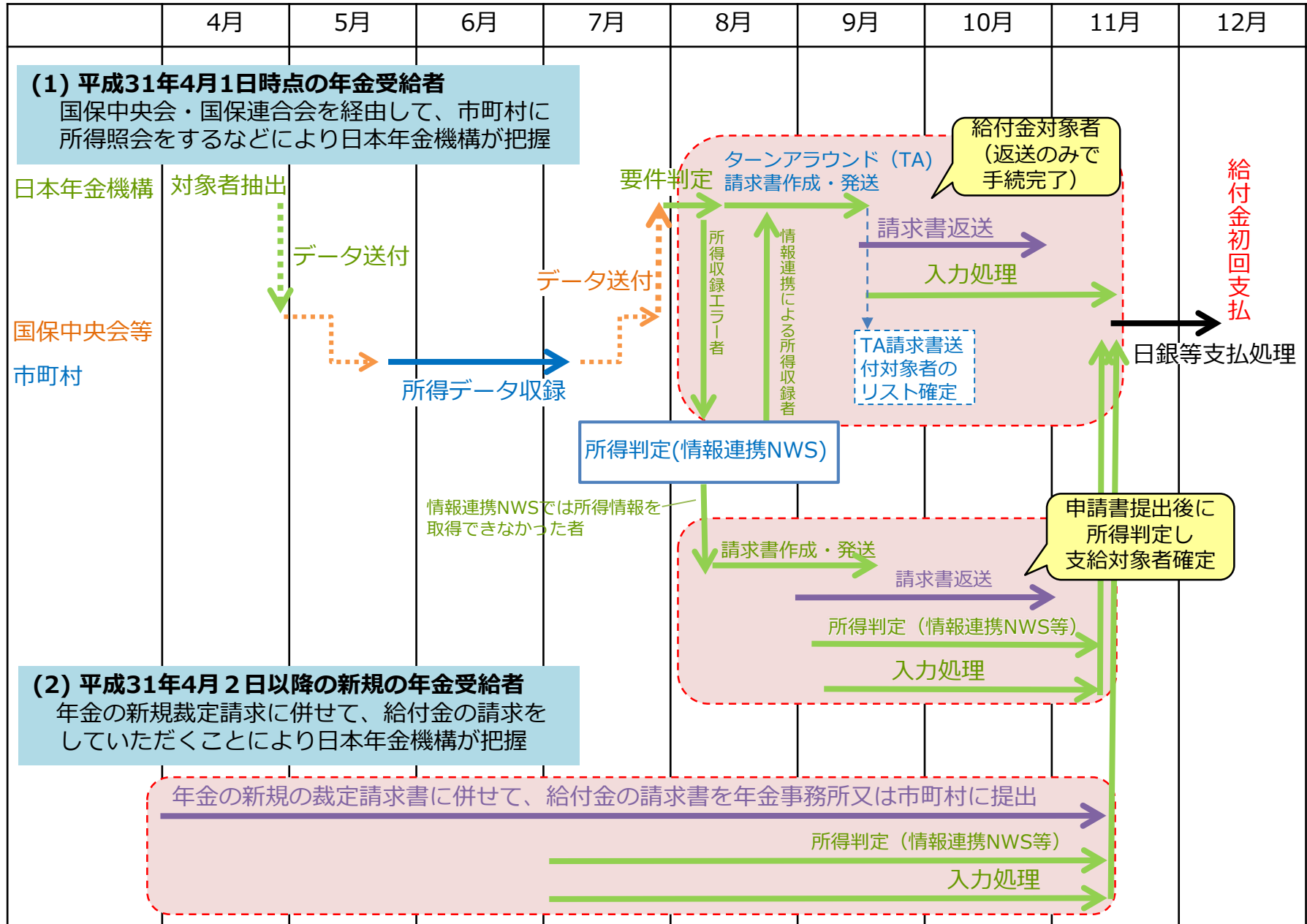
※<sup>7</sup> 毎年度、物価変動に応じて改定。

【対象者数】 約200万人

## その他

- ・施行日…平成31年10月1日（消費税率の10%への引上げの日）  
※10月施行のため、初回支払いは、10月・11月分を12月に支給することとなる。
- ・手続 …本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- ・費用 …全額国庫負担（平成31年度予算額（4か月分）：約1,859億円）
- ・その他…各給付金は非課税。

# 年金生活者支援給付金の事務処理



# 年金生活者支援給付金の広報スケジュール（案）

※現時点の見込みであり、今後の変更もありうる。

	平成31年												平成32年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
<b>申請手続等スケジュール</b>	制度施行														
申請手続（TA請求書） 平成31年4月1日時点の基礎年金受給者								TA請求書発送	請求受付						
申請手続 平成31年4月2日以降に基礎年金を受給する者	▼ 事前受付開始 (平成30年12月末～) 年金生活者支援給付金請求書発送														
コールセンター	(ねんきんダイヤルで対応) → 給付金専用ダイヤル(9月に向け順次拡大)														
<b>機構広報スケジュール</b>															
リーフレットの配布（市区町村）	配布														
機構ホームページへの掲載	ホームページ掲載														
特設ページ	機構ホームページに特設ページ設置														
「かけはし」への掲載								掲載		掲載					
年金委員を活用した周知広報	年金委員を活用した周知広報														
<b>(参考) 年金局広報スケジュール</b>															
テレビCM広告								OA			OA				
ラジオ広告								OA							
厚生労働省ホームページへの掲載	ホームページ掲載														
特設ページ	厚生労働省ホームページに特設ページ設置														
インターネット広告									掲載						
ポスター等								配布	掲示						
本広報の対象が集う場所における広告									掲載						
新聞広告（政府広報）									掲載						

表面

対象者の照会番号  
123456789012

令和元年12月支払いのため  
**令和元年10月●日**  
までに届くよう投函してください

上記より遅れてご提出の場合は、お支払いが令和2年2月以降となります。

切り離してご提出ください

168-8505

東京都杉並区高井戸西  
XX-XX-X

年金 太郎 様  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXX  
XXXXX



## 年金生活者支援給付金請求書



←二次元コードは、事務処理で使用するため、汚さないでください。

年金生活者支援給付金を請求いたします。

提出日 令和 年 月 日

氏名	フリガナ XXXX XXXX	電話番号			
	(印)				
照会番号	123456789012	生年月日	XX99年99月99日	種別コード	1

※上記の空白欄を必ずご記入ください。

- ◎ 日本年金機構では、請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報を市町村から提供いただき、年金生活者支援給付金の要件を判定します。
- ◎ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

裏面

郵便はがき

〒999-9999

〇〇〇〇郵便局留

〒168-8505  
東京都杉並区高井戸西3-5-24

日本年金機構 行

お手数ですが  
お貼りください

〒	
住所	氏名
差出人	

（切り取り線）

## 年金生活者支援給付金とは

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額や所得金額が一定基準以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。  
給付金を受け取るためにはこの請求書の提出が必要となりますので、速やかにお手続きをお願いします。詳細は、同封のリーフレットをご覧ください。

- 請求した場合の年金生活者支援給付金の見込額（月額）は次のとおりです。

年金生活者支援給付金 見込額（月額）	***** X,XXX 円
給付金種別	老齢 年金生活者支援給付金

※実際に支給される年金生活者支援給付金額は、この見込額（月額）と異なる場合があります。  
※見込額欄が「\*」で表示の方には、お手続き後に改めてお知らせいたします。

ご記入の際は、  
同封のリーフレット「年金生活者支援給付金の請求手続きのご案内」をご覧ください



## 年金生活者支援給付金請求手続きのご案内 (2019年10月から制度開始)

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

- ✓ 給付金が**受け取れる方**に、ご案内しています。
- ✓ 年金生活者支援給付金請求書に、必要事項をご記入の上、**速やかにご提出ください。**

### 請求手続き

① 同封の請求書を切り取り線に沿って切り離し、氏名などを記入

② 目隠しシールと切手を貼り、郵便ポストに投函

- 2019年10月以降に、支給決定通知書が到着
- お支払い月の上旬に、振込通知書が到着

③ 受給している年金に、給付金を上乗せして支給

※ 基本的に12月中旬のお支払いとなります。

- 給付金のお支払いは、2カ月分を翌々月の中旬に年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。  
例えば、10月分と11月分を、12月中旬（年金の支払日と同日）に振り込みます。
- 2020年1月以降に請求した場合は、請求した月の翌月分からお支払いとなりますので、速やかな請求手続きをお願いします。

ご不明な点がございましたら、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。

『給付金専用ダイヤル』：0570-XX-XXXX（ナビダイヤル）

### 請求書の記入方法



年金生活者支援給付金請求書

年金生活者支援給付金を請求いたします。

提出日 令和 元 年 XX 月 XX 日

氏名 ① XXXX XXXX ② 電話番号 03-9999-XXXX

給付金 太郎

照会番号 123456789012 生年月日 XXX9年99月99日 郵便コード 1

※上記の空白欄を必ずご記入ください。

● 日本年金機構では、請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報を市町村から提供いただき、年金生活者支援給付金の要件を判定します。

● 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

① 下記①～④をすべてご記入ください。

- ① 提出日
- ② 氏名  
※ 自筆署名の場合、押印は不要です。
- ③ 電話番号
- ④ 表面の差出人欄

②



② 同封の目隠しシールを、②③④の面を覆うように貼ってください。

③ 表面に切手を貼り、郵便ポストへご投函ください。

※ 請求書は折り曲げたり、目隠しシール以外のシール等を貼らないでください。



③

表面

168-8505

日本郵政株式会社  
〒168-8505 東京都豊島区高井戸西 3-5-24  
日本年金機構

〒168-8505  
杉並区高井戸西  
3-5-24  
給付金 太郎

### 給付金の見込額

年金生活者支援給付金とは

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額や所得金額が一定基準以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。  
詳細は、同封のリーフレットをご覧ください。

● 請求した場合の年金生活者支援給付金の見込額（月額）は次のとおりです。

年金生活者支援給付金見込額（月額）	*****X,XXX 円
給付金種別	老齢 年金生活者支援給付金

※実際に支給される年金生活者支援給付金額は、この見込額（月額）と異なる場合があります。  
※見込額欄が「\*」で表示の方には、お手続き後に改めてお知らせいたします。

ご記入の際は、同封のリーフレット「年金生活者支援給付金の請求手続きのご案内」をご覧ください

- 赤枠の見込額（月額）は、2019年8月時点で受給していた年金をもとに算出しています。  
※ 現在、受給している年金の種類や保険料納付済期間等により、実際に受け取れる給付額は、この見込額と異なる場合があります。
- ※ 見込額欄が「\*」で表示の方には、お手続き後に改めてお知らせいたします。
- 給付額の計算方法は、裏面をご覧ください。

### 給付金のお問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ！

給付金専用ダイヤル：0570-XX-XXXX（ナビダイヤル）  
050 から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-XXXX-XXXX

<受付時間>

月曜日 午前8:30～午後7:00 \* 月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7:00まで。  
火～金曜日 午前8:30～午後5:15 \* 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00 利用いただけません。

○ お問い合わせの際は、年金生活者支援給付金請求書（はがき）をご用意ください。

（注）間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

## 支給要件と給付額の計算方法

## 給付金種別が「老齢」の方

**支給要件** 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金※を受けている
- ② 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ③ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,300円以下である
  - ※ 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

## 給付額

5,000円（月額）を基準に、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額となります※<sup>1</sup>。

- ① **保険料納付済期間に基づく額（月額）**  

$$= 5,000円 \times \text{保険料納付済期間}^{\ast 2} / 480月$$
- ② **保険料免除期間に基づく額（月額）**  

$$= 10,834円^{\ast 3} \times \text{保険料免除期間}^{\ast 2} / 480月$$

- ※1 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が779,300円を超え879,300円以下の方には、①に一定割合を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。
- ※2 給付額の算出のもととなった保険料納付済期間や保険料免除期間は、お手持ちの年金証書や支給額変更通知書等で確認できます。
- ※3 保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は10,834円（老齢基礎年金満額（月額）の1/6）、保険料1/4免除期間は5,417円（老齢基礎年金満額（月額）の1/12）となります。毎年度の老齢基礎年金の額の改定に応じて変動します。

## 給付額の例

▶ **納付済月数が480カ月、全額免除月数が0カ月の場合**

- ①  $5,000円 \times 480 / 480月 = 5,000円$     ②  $10,834円 \times 0 / 480月 = 0円$   
 <合計> ① 5,000円 + ② 0円 = 5,000円（月額）

## 給付金種別が「障害」の方

**支給要件** 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 障害基礎年金※<sup>1</sup>を受けている
- ② 前年の所得額が「4,621,000円 + 扶養親族の数 × 38万円※<sup>2</sup>」以下である
  - ※1 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。
  - ※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

## 給付額

- 障害等級が2級の方： **5,000円（月額）**
- 障害等級が1級の方： **6,250円（月額）**

## 給付金種別が「遺族」の方

**支給要件** 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 遺族基礎年金を受けている
- ② 前年の所得額が「4,621,000円 + 扶養親族の数 × 38万円※」以下である
  - ※ 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

## 給付額

○ **5,000円（月額）**

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,000円を子の数で割った金額がそれぞれにお支払いとなります。

## 給付額の例

▶ **3人の子が遺族基礎年金を受給している場合（一人あたりの金額）**

$5,000円 \div 3 = 1,666.666 \dots \Rightarrow 1,667円(月額)$  ※50銭以上は切り上げて計算します。

## 留意事項

## 添付書類は不要

- 市町村から提供を受ける所得情報により、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているか判定しますので、基本的に課税証明書等の添付は必要ありません。
  - ※ 所得情報を確認できない場合など、提出をお願いする場合があります。
  - ※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合に、正しく申告する必要があります。
- 支給要件を満たす場合、2年目以降のお手続きは原則不要となります。
- 支給要件を満たさなくなった場合、給付金は支給されません。その際は「年金生活者支援給付金不該当通知書」をお送りします。

## 給付額の改定

- 給付額は、毎年度、物価の変動による改定（物価スライド改定）があります。
- 給付額を改定した場合は「年金生活者支援給付金額改定通知書」をお送りします。

## 給付金が支給されない場合

※このご案内をお送りした方も同様です。

- 次の①～③のいずれかの事由に該当した場合は、給付金は支給されません。
  - ① 日本国内に住所がないとき
  - ② 年金が全額支給停止のとき
  - ③ 刑事施設等に拘禁されているとき
- ①または③の場合は必ず届出が必要となりますので、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所にご相談ください。



（表面）

年金生活者支援給付金請求書

届書コード	712	※基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。	
①個人番号（マイナンバー） または基礎年金番号			
②氏名	フリガナ		
	氏	名	印
③生年月日	1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月 日
④住所	〒 -		
	電話番号 ( )		
⑤届出年月日	令和 年 月 日		

- ※ ①～③の上記空白欄内にご記入ください。
- ※ 自筆署名の場合、押印は不要です。
- ※ 給付金は、年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。

【日本年金機構記入欄】※以下、記入しないでください。

給付金種別	1. 老齢	2. 障害	3. 遺族
請求額	②所得額		円
②認定年月日	③請求年度	④請求開始年月日	⑤不支給事由発当年月日
9 年 月 日		9 年 月 日	

マイナンバーカード 印	マイナンバーカード 印	マイナンバーカード 印	印



（裏面）

【記入上の注意】

- ①は、個人番号（マイナンバー）または基礎年金番号をご記入ください。  
※ 基礎年金番号（10桁）で届出する場合は、左詰めでご記入ください。
- ②は、氏名をご記入ください。  
※ 自筆署名の場合、押印は不要です。
- ③の年号は、該当する文字を○印で囲んでください。生年月日は、たとえば、昭和9年1月6日生まれの場合は、

1. 昭和 3. 大正 5. 昭和 7. 平成 9. 令和	0	9	年	0	1	月	0	6	日
-------------------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

とご記入ください。

○黒インクのボールペンでご記入ください。

【個人番号（マイナンバー）により請求する際の添付書類について】

- 本人が窓口で請求書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。  
お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。
- ①マイナンバーが確認できる書類：通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し
  - ②身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど※2
- ※1 郵送で請求書を提出する場合は、マイナンバーカードの表裏両面、または①および②のコピーを添付してください。
- ※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

## 年金生活者支援給付金請求手続きのご案内 (2019年10月から制度開始)

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

- ✓ 給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。  
なお、裏面の支給要件に該当しない場合は支給されません。

### 請求手続きと流れ

- ① 請求書に、氏名などを記入してお近くの**年金事務所**に提出

※ これから基礎年金を請求する方は、基礎年金の請求書と一緒に提出してください。

郵送による提出も可能

- ② 審査結果の通知が日本年金機構から到着（2019年10月以降）

※ 年金の請求書と併せてご提出の場合、給付金の通知は年金証書送付後にお送りします。

支給決定通知が届いた場合

- ③ お支払い月の上旬に、日本年金機構から振込通知書が到着

- ④ 通知書に記載のある給付額が年金に上乗せ支給

※ 2019年12月中旬以降のお支払いとなります（請求時期によって異なります）

- ・ 給付金のお支払いは、2カ月分を翌々月の中旬に年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。  
例えば、10月分と11月分を、12月中旬（年金の支払い日と同日）に振り込みます。
- ・ 2020年1月以降に請求した場合は、請求した月の翌月分からのお支払いとなりますので、速やかな請求手続きをお願いします。

ご不明な点がございましたら、ねんきんダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。  
【ねんきんダイヤル】：0570-05-1165（ナビダイヤル）



## 給付金を受給するに当たっての留意事項

### 添付書類は不要

- ・ 市町村から提供を受ける所得情報により、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているかを判定しますので、基本的に課税証明書等の添付は必要ありません。  
※ 所得情報を確認できない場合など、提出をお願いする場合があります。  
※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合に、正しく申告する必要があります。
- ・ 支給要件を満たす場合、2年目以降のお手続きは原則不要となります。
- ・ 支給要件を満たさなくなった場合、給付金は支給されません。  
その際は「年金生活者支援給付金不該当通知書」をお送りします。

### 給付額の改定

- ・ 給付額は、毎年度、物価の変動による改定（物価スライド改定）があります。
- ・ 給付額を改定した場合は「年金生活者支援給付金額改定通知書」をお送りします。

### 給付金が支給されない場合

- ・ 次の①～③のいずれかの事由に該当した場合は、給付金は支給されません。
  - ① 日本国内に住所がないとき
  - ② 年金が全額支給停止のとき
  - ③ 刑事施設等に拘禁されているとき。
- ・ ①または③の場合は必ず届出が必要となりますので、ねんきんダイヤルまたは年金事務所にご相談ください。

## 給付金のお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！

『ねんきんダイヤル』：0570-05-1165（ナビダイヤル）

050 から始まる電話でおかけになる場合は、(東京) 03-6700-1165

<受付時間>

月曜日 午前8:30～午後7:00  
火～金曜日 午前8:30～午後5:15  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※ 月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7:00まで相談をお受けします。  
※ 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

(注) 間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

## 老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金の概要

## 支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 65歳以上<sup>※1</sup>で、老齢基礎年金<sup>※2</sup>を受けている
- ② 請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ③ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,300円以下である

※1 請求書は、65歳になる誕生日の前日以降にご提出ください。

※2 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

## 給付額

5,000円（月額）を基準に、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額となります<sup>※1</sup>。

## ① 保険料納付済期間に基づく額（月額）

$$= 5,000円 \times \text{保険料納付済期間}^{\text{※2}} / 480月$$

## ② 保険料免除期間に基づく額（月額）

$$= 10,834円^{\text{※3}} \times \text{保険料免除期間}^{\text{※2}} / 480月$$

- ※1 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が779,300円を超え879,300円以下の方には、①に一定割合を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。
- ※2 給付額の算出のもととなった保険料納付済期間や保険料免除期間は、お手持ちの年金証書や支給額変更通知書等で確認できます。
- ※3 保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は10,834円（老齢基礎年金月額（月額）の1/6）、保険料1/4免除期間は5,417円（老齢基礎年金月額（月額）の1/12）となります。毎年度の老齢基礎年金の額の改定に応じて変動します。

## 給付額の例

## &gt; 納付済月数が420カ月、全額免除月数が0カ月の場合

$$\text{① } 5,000円 \times 420 / 480月 = 4,375円$$

$$\text{② } 10,834円 \times 0 / 480月 = 0円$$

<合計>

$$\text{① } 4,375円 + \text{② } 0円 = 4,375円（月額）$$

## &gt; 納付済月数が60カ月、全額免除月数が240カ月の場合

$$\text{① } 5,000円 \times 60 / 480月 = 625円$$

$$\text{② } 10,834円 \times 240 / 480月 = 5,417円$$

<合計>

$$\text{① } 625円 + \text{② } 5,417円 = 6,042円（月額）$$

※ 給付額に1円未満の端数が生じた場合、50銭以上は切り上げて計算します。

## 障害年金生活者支援給付金の概要

## 支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 障害基礎年金<sup>※1</sup>を受けている
- ② 前年の所得額が「4,621,000円 + 扶養親族の数 × 38万円<sup>※2</sup>」以下である

※1 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

## 給付額

障害等級により次のとおりです。

- 障害等級2級 = 5,000円（月額）
- 障害等級1級 = 6,250円（月額）

## 遺族年金生活者支援給付金の概要

## 支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 遺族基礎年金を受けている
  - ② 前年の所得額が「4,621,000円 + 扶養親族の数 × 38万円<sup>※</sup>」以下である
- ※ 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

## 給付額

- 5,000円（月額）

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,000円を子の数で割った金額がそれぞれにお支払いとなります。

## 給付額の例

## &gt; 3人の子が遺族基礎年金を受給している場合（一人あたりの金額）

$$5,000円 \div 3 = 1,666.666... \rightarrow 1,667円（月額） \quad \text{※50銭以上は切り上げて計算します。}$$